

平成 30 年 3 月 20 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

2018 年対策 読めばわかる！社労士テキスト

改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年対策 読めばわかる！社労士テキスト 初版（平成 29 年 8 月 30 日発行）

ISBN 978-4-86486-464-0

第 1 部 労働関係科目					
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後	
雇用	258	<u>一定の基準</u> の表中イ	・ 離職理由に基づく給付制限	削除して下さい。	
	259	<u>厚生労働大臣の定める基準の a</u>	・ 離職理由に基づく給付制限	削除して下さい。	
	263	<u>専門実践教育訓練に係るもの</u>	10 年以上		<u>3</u> 年以上
			受講費用×40%		受講費用× <u>50</u> %
		 の文中	受講費用×60%		受講費用× <u>70</u> %
			受講費用の 40%		受講費用の <u>50</u> %
			合計で 60%		合計で <u>70</u> %
	264	イ支給要件期間の要件	基準日において支給要件期間が 10 年以上であること	基準日において支給要件期間が <u>3</u> 年以上であること	
	266	支給額	受講費用の 40%		受講費用の <u>50</u> %
			(資格取得+雇用は 60%)		(資格取得+雇用は <u>70</u> %)
96 万円(60%が支給される場合は 144 万円)				<u>120</u> 万円 (<u>70</u> %が支給される場合は <u>168</u> 万円)	
受講費用の 40% (60%)				受講費用の <u>50</u> % (<u>70</u> %)	
		基準日前 10 年以内		基準日前 <u>3</u> 年以内	
270	b 支給限度額	339,560 円		<u>356,400</u> 円	
徴収	309	<u>労災保険率</u>	<u>労働保険料徴収法別紙 1</u> に変更をお願いします。		
	310	<u>雇用保険率</u>	平成 30 年度の雇用保険率は、平成 29 年度と同じ率となります。		

第2部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
健保	30	表中	(2)介護納付金	削除して下さい。
	46	(4)のタイトル	(4)食事療養標準負担額・生活療養標準負担額(病状の程度が重篤な者等に係るもの)	(4) <u>食事療養標準負担額</u>
		(4)の表中	食事療養標準負担額 (生活療養標準負担額)	<u>食事療養標準負担額</u>
		(5)	<u>健保別紙1</u> に変更をお願いします。	
		 の文中	病状の程度が重篤な者等は、光熱水費(療養環境)についての自己負担はなく、食事療養標準負担額と同じ金額となります。	<u>指定難病の患者等は、光熱水費(療養環境)についての自己負担はありません。</u>
	52	試験対策	介護老人保健施設によるものは	介護老人保健施設若しくは介護医療院
	66	③のタイトル	③高額療養費	③ <u>月間</u> の高額療養費
	70	<u>支給要件・支給額</u> の表	<u>健保別紙2</u> に変更をお願いします。	
		具体例	高額療養費算定基準額(12,000円) = 28,000円	高額療養費算定基準額(14,000円) = 26,000円
	71	<u>支給要件・支給額</u> の表	<u>健保別紙3</u> に変更をお願いします。	
		具体例	28,000円(前述の金額)	26,000円(前述の金額)
			自己負担額(12,000円※2) + 入院に係る自己負担額(70,000円) - 高額療養費算定基準額(44,400円) = 37,600円	自己負担額(14,000円※2) + 入院に係る自己負担額(70,000円) - 高額療養費算定基準額(57,600円) = 26,400円
		 の文中	外来療養の高額療養費 28,000円と、世帯単位の高額療養費 37,600円の合計 65,600円が支給されます。	外来療養の高額療養費 26,000円と、世帯単位の高額療養費 26,400円の合計 52,400円が支給されます。
サイドの解説※2	12,000円	14,000円		
72	追加	<u>健保別紙4</u> の追加をお願いします。		
国年	228	試験対策	住所変更の届出は必要ありません。	氏名、住所変更の届出は必要ありません。
厚年	341	ア標準報酬関係の表	報酬月額算定基礎届	<u>報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届</u>
			報酬月額変更届	<u>報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届</u>
			賞与支払届	<u>賞与支払・70歳以上被用者賞与支払届</u>
	イ被保険者関係の表	被保険者資格取得届	<u>被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届</u>	
		被保険者資格喪失届	<u>被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届</u>	
サイド解説※2	次の届出は光ディスクをもって行うことができます。 ※ア～カは省略します。	<u>報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届等は、光ディスクをもって行うことができるものとされています。</u>		

厚年	342	ウ70歳以上の使用される関係の表	報酬月額算定基礎届	報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届
			報酬月額変更届	報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届
			賞与支払届	賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届
			70歳以上の使用される者の該当の届出	被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
			70歳以上の使用される者の不該当の届出	被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
厚年	344	(3) 被保険者の届出義務(表)	変更後の氏名・住所を事業主に申し出る	変更後の氏名・住所及び変更の年月日を事業主に申し出る
	346	(2) の試験対策	住所変更の届出は必要ありません。	氏名、住所変更の届出は必要ありません。
社一	378	具体的には	(限度額 57 万円)	(限度額 62 万円)
	394	③費用の負担	社一別紙1に変更をお願いします。	
	407	(2) 拠出限度額	社一別紙2に変更をお願いします。	

労働保険料徴収法別紙1

労災保険率

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率
運輸業	交通運輸事業	1000 分の <u>4</u>
製造業	電気機械器具製造業	1000 分の <u>2.5</u>
その他の事業	卸売業・小売業・飲食店又は宿泊業	1000 分の <u>3</u>

※記載内容に変更が生じているものを掲載しております。

健保別紙 1

(5) 生活療養標準負担額

次のアからキの区分に応じた負担となる。

区分		生活療養標準負担額		
		療養環境	食事の提供	
原則 アに該当する者	基準の入院時生活療養（Ⅰ）（注1）を算定する保険医療機関に入院している者	370円	1食 460円	
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）（注2）を算定する保険医療機関に入院している者		1食 420円	
オ又はカに該当する者以外の者であって、イ又はウに該当するもの			1食 210円	
オ又はカに該当する者以外の者であって、エに該当するもの			1食 130円	
オに該当する者であって、イ、ウ、エ又はキに該当しないもの	基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者		1食 460円	
	基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者		1食 420円	
オに該当する者であって、イ又はウに該当するもの	減額申請を行った月以前の12か月以内の入院日数		90日以下	1食 210円
			90日超える	1食 160円
オに該当する者であって、エに該当するもの			1食 100円	
カに該当する者であって、イ、ウ、エ又はキに該当しないもの			0円	1食 260円
カに該当する者であって、イ又はウに該当するもの	減額申請を行った月以前の12か月以内の入院日数	90日以下		1食 210円
		90日超える		1食 160円
カに該当する者であって、エに該当するもの		1食 100円		
キに該当する者		1食 100円		

ア 次のイからキのいずれにも該当しない者

イ 市町村民税非課税者（療養のあった月の属する年度分の市町村民税が課されない者（市町村民税を免除された者を含む。）である者又は療養のあった月において要保護者（生活保護法に規定する要保護者をいう。）である者（キに該当する者を除く。）

ウ 70歳に達する日の属する月の翌月以後に該当する場合の、市町村民税非課税者（療養のあった月の属する年度分の市町村民税が課されない者（市町村民税を免除された者を含む。）である者又は療養のあった月において要保護者（生活保護法に規定する要保護者をいう。）である者（キに該当する者を除く。）

エ 70歳に達する日の属する月の翌月以後に該当する場合の、その年度分の総所得金額等がない者等（キに該当する者を除く。）

オ 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定特定医療を受ける指定難病の患者

キ 療養のあった月において要保護者（生活保護法に規定する要保護者をいう。）である者であって、エ及びカの規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなるもの

健保別紙 2

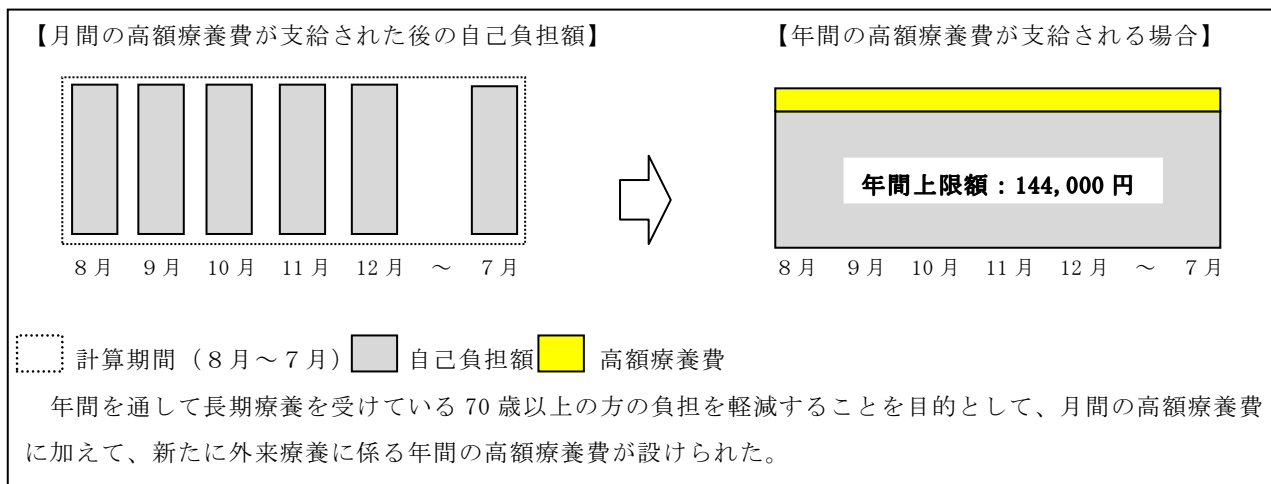
	高額療養費算定基準額	
a 標準報酬月額28万円以上	57,600円	(年間上限額 144,000円)
b 標準報酬月額28万円未満	14,000円	
c 一定の低所得者	8,000円	

健保別紙 3

	高額療養費算定基準額	多数回該当
a 標準報酬月額28万円以上	80,100円 + (療養費用 - 267,000円) × 1%	44,400円
b 標準報酬月額28万円未満	57,600円	44,400円
c 一定の低所得者	24,600円	
d 一定の低所得者	15,000円	

健保別紙4 追加

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費



試験対策

基準日被保険者が基準日に、一部負担金の負担割合が30%となる現役並み所得者に該当するときは、70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費の支給対象とはなりません。

用語 **基準日被保険者**とは、基準日（計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間をいう。）の末日をいう。）において当該保険者の被保険者（一定の者を除く。）である者をいう。

社一別紙 1

介護保険制度の運営

被保険者	
第1号被保険者 23%	第2号被保険者 27%

※被保険者の負担割合に改正がございます。

社一別紙 2

企業型

企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次のアからエの区分に応じて当該アからエに定める額を合計した額とする。

企業型年金	
ア 個人型年金同時加入制限者※2であって、他制度加入者※3以外のもの	55,000 円
イ 個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの	27,500 円
ウ 個人型年金同時加入可能者※4であって、他制度加入者以外のもの	35,000 円
エ 個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの	15,500 円

個人型

個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次のアからオの区分に応じて当該アからオに定める額を合計した額とする。

個人型年金	
ア 第1号加入者	68,000 円 ※5
イ 第2号加入者であって、個人型年金同時加入可能者であるもの（次のウに掲げる者を除く。）	20,000 円
ウ 第2号加入者であって、他制度加入者であるもの又は第2号厚生年金被保険者であるもの若しくは第3号厚生年金被保険者であるもの	12,000 円
エ 第2号加入者であって、上記イ及びウに掲げる者以外のもの	23,000 円
オ 第3号加入者	23,000 円

以上